2 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

問75 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「手続委託型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います(消法8⑦、消令18の2①、消規則10①二②二)。

- ≪「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」の添付書類≫
 - ① 商店街を特定商業施設として申請する場合(商店街振興組合又は事業協同組合)
 - イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
 - ・ 商店街の地区等の範囲(隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。)に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの
 - ※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する 事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成され ている地域の範囲が分かるよう記載します。
 - ロ 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続(購入記録情報の提供に係る ものを除きます。)の代理に関する契約書の写し
 - ハ 組合の定款の写し
 - ・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定 款の写し
 - ・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の 定款の写し
 - ※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業 施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。
 - ニ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - 会社案内やホームページ掲載情報等
 - ホ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
 - 取扱商品リスト、商品カタログ等(主な取扱商品の一覧表等)
 - へ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類(問79参照)
 - 販売場で発行するレシートのひな型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リスト等

- ※ 免税手続カウンターにおいて、次の(イ)及び(ロ)を行うために使用する書類の 写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な方法を記した適宜の書類
 - (イ)「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認
 - (ロ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断
- ト 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが分かる資料
 - 組合員名簿等
- ※ 二~トの資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

なお、隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合(消令18の2 ⑥の適用を受ける場合)は、次の書類を添付します。

- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらし等
- 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記載した書類等

上記のほか、許可要件の確認のために追加資料の提出を依頼する場合があります。

(例:消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等)

- ② ショッピングセンターやテナントビル等を特定商業施設として申請する場合 (大規模小売店舗又は一棟の建物)
 - イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
 - ・ ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイド等に販売場と免税手続 カウンターの場所を付記したもの
 - ロ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約書の写し
 - ハ 大規模小売店舗又は一棟の建物に該当することを証する書類
 - ・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し (当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの)又はこれに代わる書類
 - 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書(登記簿謄本)の写し
 - ニ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - 会社案内やホームページ掲載情報等
 - ホ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
 - 取扱商品リスト、商品カタログ等(主な取扱商品の一覧表等)

- へ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類(問79参照)
 - 販売場で発行するレシートのひな型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リスト等
 - ※ 免税手続カウンターにおいて、次の(イ)及び(ロ)を行うために使用する書類の 写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な内容を記した適宜の書類
 - (イ)「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認
 - (ロ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断
- ※ 二~への資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料の提出を依頼する場合があります。(例:消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等)

(注) 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく 国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型 用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納 税地の所轄税務署長に提出してください(消令18⑦)。詳しくは、問53をご参照くだ さい。

(免税販売手続の代理を行う事業者が承認免税手続事業者として承認申請中である場合の手続 委託型輸出物品販売場の許可申請)

問76 当社が経営する販売場について、手続委託型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、現在、この販売場の免税販売手続の代理を行う予定の事業者が「承認免税手続事業者」として承認申請中です。この場合であっても、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」を提出して手続委託型輸出物品販売場の許可申請を行うことはできますか。

【答】

「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、免税販売手続の代理を行う事業者が、「承認免税手続事業者」の承認を受けている必要があります(消令18の2②二)。

免税販売手続の代理を行う予定の事業者が、承認免税手続事業者として承認申請中である場合には、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」の参考事項欄に、「承認免税手続事業者は承認申請中です。」と記載し、許可申請を行って差し支えありません。

なお、手続委託型輸出物品販売場の許可は、承認免税手続事業者の承認後となります。

(手続委託型輸出物品販売場の許可要件)

問77 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場として許可を受けるためには、次の①から③までの要件の全てを満たしていることが必要です(消法8⑦、消令1802②二、消基通8-2-1(2))。

≪手続委託型輸出物品販売場の許可要件≫

- ① 次のイ及び口の要件を満たす事業者(消費税の課税事業者に限ります。)が経営する 販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納 (その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。) がない こと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ② 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に 所在する販売場であること。
- ③ 販売場を経営する事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイからハまでの要件の全てを満たす関係があること(問78、79参照)。
 - イ 当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続(購入記録情報の 提供に係るものを除きます。)につき、代理に関する契約が締結されていること。
 - ロ 当該販売場において譲渡した免税対象物品と当該免税手続カウンターにおいて免 税販売手続を行う免税対象物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。
 - ハ 当該販売場において譲渡した免税対象物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること。
- ※ 同一の事業者であっても、異なる販売場ごとに「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受けることはできますが、同一の販売場について「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の2つの許可を同時に受けることはできません(消令18の2①②⑤)。
 - (注) 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく 国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型

用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください(消令18⑦)。詳しくは、問53をご参照ください。

(免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。) の代理に関する契約)

問78 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約」について教えてください。

【答】

「免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約」とは、手続委託型輸出物品販売場で譲渡した免税対象物品の免税販売手続を免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者に代理させることについて、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者と承認免税手続事業者が締結した契約をいいます。

(物品が同一であることの確認措置等)

問79 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「当該販売場において譲渡した 免税対象物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品と が同一であることを確認するための措置が講じられていること」及び「当該販売場に おいて譲渡した免税対象物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するため の措置が講じられていること」について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場において販売された物品の免税販売手続は、免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約を締結している承認免税手続事業者が、免税手続カウンターにおいてのみ行うこととされています(消令18の2②二)。

したがって、承認免税手続事業者は、免税手続カウンターへ持ち込まれた物品が、手続委 託型輸出物品販売場において販売されたものであるか確認の上、免税販売手続を行う必要 があり、手続委託型輸出物品販売場の許可要件として、次のことが規定されています。

- ① 当該販売場において譲渡した免税対象物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品が同一であることを確認するための措置が講じられていること(消令18の2②ニロ)。
- ② 当該販売場において譲渡した免税対象物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること (消令18の2②二ハ)。
- 上記①の要件を満たす例としては、次のものが考えられます。
 - 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートにより、その販売場で販売された物品であること及び物品の内容が確認できる。

なお、免税手続カウンターでは、免税購入対象者からレシートと物品の提示を受けて、 手続委託型輸出物品販売場で販売された物品と免税販売手続を行う物品とが同一であ ることを確認します。

- 上記②の要件を満たす例として、次のものが考えられます。
 - ・ 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートに、免税販売手続を行うために 必要な情報(事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び単価(税 抜)、販売価額(税抜)、販売価額(税抜)の合計額、一般物品と消耗品の別等)が記載 されている。

なお、免税手続カウンターでは、当該レシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかを区分の上、指定された方法により消耗品(一般物品と消耗品を合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含みます。)を包装(問34参照)します。

(承認免税手続事業者の変更)

問80 当社は、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、今般、この販売場において免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の事業者に変更となる予定です。この場合の当社の手続を教えてください。

【答】

現在の承認免税手続事業者が他の承認免税手続事業者に変更となる場合には、新たに「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」を納税地の所轄税務署長に提出し、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります(消令18の2②二、消基通8-2-2)。

また、変更前の承認免税手続事業者との免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約に基づき許可を受けていた手続委託型輸出物品販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18の2⑦)。